

点検結果報告書作成の流れについて

○施策調査専門委員会（第37回・7/20）
実績やモニタリング結果を基に議論



○施策調査専門委員会（第38回・10/25）
点検結果報告書（案）及び同概要版（案）について検討



○県民会議（第37回・11/24）
点検結果報告書（案）及び同概要版（案）について報告



○意見照会（12/1～12/21）
点検結果報告書（案）（主に「総括」部分）について、県民会議全委員に意見照会（文書照会1回目）



○施策調査専門委員会（第39回・1/25）
県民会議全委員への意見照会の結果を踏まえ検討し、2月上旬に意見照会する点検結果報告書（案）の原案を確定。



○意見照会（2/3～2/16）
点検結果報告書（案）を次の県民会議でその場確定させるため、予め全県民会議委員に意見照会（文書照会2回目）



○県民会議（第38回・3/29）
点検結果報告書（案）及び同概要版（案）を県民会議に報告、確認の上その場で確定
→ 「点検結果報告書」を県民会議座長から県に提出